

# 令和7年度 主な地方税法等の改正

## ◆個人住民税

### ◎給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に上げられました。

### ◎大学生年代の子等に関する特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが導入されました（控除額:最高45万円）。

### ◎扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に上げられました。

※いずれも所得税と同様で、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用されます。

## ◆法人住民税・法人事業税

### ◎企業版ふるさと納税の延長

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果（法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割）を維持した上で、適用期限が3年延長されました。

## ◆軽自動車税（種別割）

### ◎二輪車の車両区分の見直し

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率が年額2,000円（50cc原付と同額）とされました。

## ◆固定資産税等

### ◎生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長

中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上で、適用期限が2年に限り延長されました。

### ◎令和2年7月豪雨に係る特例措置の延長

令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置等について、常設規定の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限が2年延長されました。